

日本アンチ・ドーピング規律パネル決定

2017-005 事件

競技者氏名： X

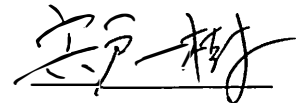
競技種目： 陸上競技

標記事件につき、日本アンチ・ドーピング規律パネルは、当該事件の聴聞パネルの決定に基づき、下記のように決定する。

平成 30 年 6 月 26 日

日本アンチ・ドーピング規律パネル

副委員長 宍戸 一樹

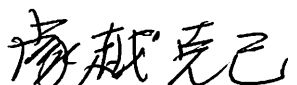


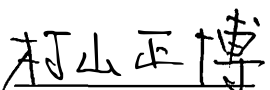
聴聞パネル決定

日本アンチ・ドーピング規程（以下「本規程」という。）8.3.2 項に従って日本アンチ・ドーピング規律パネル委員長により任命された以下の各委員により構成される標記事件の聴聞パネルは、平成 30 年 5 月 30 日に開催された聴聞会（以下「本聴聞会」という。）の結果及びその後に提出された追加証拠書類に基づき、本事件に関して、下記のとおり決定する。

平成 30 年 6 月 26 日

宍戸 一樹 

塚越 克己 

村山 正博 

記

〔決 定〕

- 本規程 2.1 項の違反が認められる。
- 本規程 9 条及び同 10.8 項に従い、検体採取の日から暫定的資格停止期間の開始日までに獲得された競技者のすべての個人成績（第 37 回全日本実業団対抗女子駅伝競走大会（THE 37th QUEEN'S EKIDEN）における競技成績を含む。）はいずれも失効し、かつ、上記期間において獲得されたメダル、得点、及び褒賞はいずれも剥奪される。
- 本規程 10.2.2 項、同 10.5.2 項及び同 10.11.2 項に従い、平成 29 年 11 月 26 日より 1 年 3 ヶ月間の資格停止とする。

〔理由〕

- ・平成29年11月26日に実施された競技会検査において本件の競技者（以下「本件競技者」という。）から検出された物質メテノロン及びその代謝物（metenolone and its metabolite）（以下「本件禁止物質」という。）は、いずれも2017年禁止表国際基準（以下「禁止表」という。）において禁止物質とされている「S1.1.a 蛋白同化薬」に該当するため、本規程2.1項に定める「禁止物質」に該当する。これに対して本件競技者は、B検体についての分析を要求せず、また、暫定聴聞会及び聴聞会において、上記の結果及びそこに至る手続過程に関しても特段争わなかった。
- ・そこで、本件においては、本件競技者について本規程2.1項（競技者の検体に、禁止物質又はその代謝物若しくはマーカが存在すること）の違反が認められ、同9条及び同10.8項に基づき、検体採取の日から暫定的資格停止期間の開始日までに獲得された本件競技者のすべての個人成績（第37回全日本実業団対抗女子駅伝競走大会（THE 37th QUEEN'S EKIDEN）における競技成績を含む。なお、当該大会において検体が陽性となった競技会を以下「本件競技会」という。）はいずれも失効し、かつ、上記期間において獲得されたメダル、得点、及び褒賞（もしあれば）はいずれも剥奪されると考えるのが相当である。
- ・また、上記検出物質は「禁止物質」に該当するものである一方で、禁止表における「特定物質」には該当しないところ、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下「JADA」という。）担当者、本件競技者本人の証言、本件競技者の代理人から提出された本件競技者の平成30年5月25日付陳述書その他の各証拠書類（本聴聞会後の同年6月12日付で提出された追加証拠書類を含む。）、JADAから提出された各証拠書類（ドーピング・コントロール・フォーラム、日本アンチ・ドーピング機構TUE委員会の判定書、本件競技者名義にかかる治療使用特例（TUE）申請書式等）並びに本聴聞会の全趣旨によれば、以下の各事実が認められる。
 - (1) 今回検出されたメテノロン及びその代謝物（metenolone and its metabolite）は、本件競技者が通院していたクリニックにおいて、本件競技会の2ヶ月ほど前に、婦人科系疾患の治療のために本件競技者が行った手術後の処置として実施されたプリモボラン・デポー筋注100mgの筋肉内注射（以下「本件注射」という。）に含まれていた成分に起因するものである。この点、本件競技者は、本件注射は上記手術後における同種の症例の患者に対して一般的に実施されるものであり、また、1度しか実施されていないこと等を理由として、本件注射の実施（を受けたこと）による本件禁止物質の摂取は純粋な治療目的で行われたものであって、本規程10.2.3項における意味での「意図的」なものではなかった旨主張しているが、かかる事実は、関係各証拠からも合理的に推認される。
 - (2) 他方で、本件競技者は、自らも認めているように、上記の治療を受ける際に、医師に対して自らが（ドーピング検査の対象となり得る）競技者であることを告げておらず、また、本件注射を実施する際にも、その成分に禁止物質が含まれているか否かについて確認を行っていなかったという事実が認められる。禁止物質が体内に入らないようにする責任は、最終的には競技者自身にあるところ、アンチ・ドーピングの文脈において信頼のおける医師を自ら選定することもまた、競技者の責務であるといわざるを得ないのであり、また、自らがドーピング検査の対象となり得る競技者である旨を医師に対して告げずにその診察等を受けるのであれば、その医療行為の過程において自らが投与を受け、

或いは摂取する薬剤等が禁止物質を含むものであるか否かについては、競技者自身が積極的に調査・確認を行う必要があるというべきである。この点、本件競技者は、本件競技者が所属していたチームの指導者から、ドーピング全般の理解を深めるための教育や、意図しないドーピングへの抵触を避けるための指導を受けたことは特段無く、またドーピングに関する講習会の実施やパンフレットの配布を受けたこともない旨、及び、これまでに各種の全国レベルの大会に出場した際にも、アンチ・ドーピングに関する指導を受けたことや、外部のアンチ・ドーピングに関する講習会があるという情報やこれへの参加の機会、指導を受けたこともなかった旨主張しているが、本件競技者は16年間にわたる陸上競技キャリアを有し、過去において2度のドーピング検査も経験しているハイレベルの成人競技者であり、少なくとも本件競技者には、医師に対して自らがドーピング検査に服する可能性がある旨を伝えることを合理的に期待し得る程度にまではアンチ・ドーピング規制に対する認識を有して然るべきであると評価でき、したがって、本件競技者にはその後の医療行為の一環において行われた禁止物質の使用（すなわち、禁止物質の投与を受けたこと）につき過誤又は過失が全くなかったということとはできない。

(3) その一方で、本件において競技者が本件禁止物質を体内に摂取するに至った経緯には、その過誤の程度の評価との関係において斟酌すべき事情が存在する。

- (i) すなわち、本件競技者が前述したクリニックにおいて診察等を受ける際に、自らがドーピング検査の対象となり得る競技者であることを告げなかったのは、自らが罹患している症状や病気に対する気恥ずかしさがあったことに加え、自身が婦人科に通院していることを他の人に知られたいくなかったということがその理由であり、仮に自分が競技者であることを告げてしまうと、患者（本件競技者）が地元の陸上チームに所属する著名な陸上選手であると特定されてしまう懸念もあった。本件競技者が所属するチームには別途かかりつけ医が複数存在したが、これらの医師の専門分野との関係から、本件競技者は上記のクリニックに通院することを選択した。
- (ii) 本件において競技者が本件禁止物質を摂取するに至った直接の原因となった本件注射は、前述したとおり、婦人科系疾患の治療のために行った手術後の処置として実施されたものであるところ、この処置自体はクリニック側が当該手術後に行う一般的な施術方法であって、本件競技者が自ら積極的に選択したものではなく、また、当該手術の時点においては、手術後に本件注射が（付随的に）行われるものであることについては特に説明がなされず、また、本件注射の実施時においても、その目的については手術による傷の治癒を早めるためであるとのみ伝えられ、半ば当然の措置として一瞬で実施されたものである。その時点における本件競技者のアンチ・ドーピング規制に関する認識は、エナジードリンクを摂取する際には禁止物質が含まれている可能性があるため留意が必要だが、医師の処方する薬については安心できるという程度のものであったところ、そもそも本件注射は本件競技会よりも2ヶ月ほど前に実施されたものであり、その実施が治療目的であり、また、経口摂取の形態によらないものであったため、本件競技者とし

ては、本件注射によって禁止物質を摂取する可能性には思い至らなかった。

(iii) なお、本件競技者は監督やコーチ等に対しても自己の疾患については明かしていなかったが、本件競技者がその疾患の治療にあたり、自己のプライバシーを重視しようとした行為は、本件競技者の疾患の性質に鑑みるとやむを得ない面もあるといえ、上記一連の本件競技者の「不作為」には、重大な過誤又は過失まではなかったと認めることができる。

- ・ 以上の各事情及び今回の違反が1回目の違反であることからすれば、本規程 10.5.2 項の定めに基づき、競技者の上記の過誤の程度を総合考慮の上で、競技者を1年3ヶ月間の資格停止とするのが相当である。
- ・ 本件では、競技者に対し、JADA 担当者による平成 30 年 1 月 12 日の通知以来、本決定に至るまで、本規程 7.9.1 項に基づく暫定的資格停止が課されている（かかる暫定的資格停止に関しては平成 30 年 5 月 30 日に暫定聴聞会が開催されている。）が、本件競技者は更に、本件においては自らの違反を知った時点においていわゆる適時の自認が成立した旨主張し、JADA もこれにつき特段争っていないことから、その事実関係にも照らし、本規程 10.11.2 項により、資格停止期間の開始日は検体の採取の日である平成 29 年 11 月 26 日とする。

以上より、上記の決定をするに至った。

以 上